

苅田港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成29年1月

苅田港港湾管理者

福岡県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成 9年 5月 第13回福岡県地方港湾審議会
- ・平成 9年 7月 港湾審議会第163回計画部会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成14年 7月 第15回福岡県地方港湾審議会
- ・平成15年11月 第17回福岡県地方港湾審議会
- ・平成16年 1月 第18回福岡県地方港湾審議会
- ・平成19年 7月 第22回福岡県地方港湾審議会
- ・平成22年 2月 第25回福岡県地方港湾審議会
- ・平成24年 5月 第27回福岡県地方港湾審議会
- ・平成26年 7月 第30回福岡県地方港湾審議会
- ・平成27年 7月 第32回福岡県地方港湾審議会
- ・平成28年 1月 第34回福岡県地方港湾審議会

の議を経た苅田港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由 1
I 土地造成及び土地利用計画 2

変更理由

新松山地区における土地利用需要の変化に対応するため、新松山地区の土地利用計画を変更する。

I 土地造成及び土地利用計画

新松山地区における土地利用需要の変化に対応するため、土地利用計画を次のとおり変更する。

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	交通 機能 用地	緑地	合計
新松山地区	(55) 55	(25) 25	(56) 56	(6) 6	(24) 24	(167) 167

- 注) 1. () は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。
2. 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。
3. 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

苅田港港湾計画位置図

